

串本町いじめ防止基本方針

平成 28 年 3 月 (令和 4 年 7 月改訂)

串本町

はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる深刻な問題であります。さらに、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。その一方で、いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こりうるものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要があります、すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを許さない姿勢を確立しなければなりません。

そのため、一人一人が真剣にいじめ問題と向き合い、すべての児童生徒にとって学校が安全・安心の場となるよう、いじめ防止等に町全体として取り組む必要があります。

串本町の教育は、「人間尊重の精神を基盤として」家庭や郷土を愛する心情を培い、豊かな知性と教養を身につけ、真理を追求し、自主自立の態度で絶えず心身の向上につとめる人間の育成を目指し、教員による指導と支援、家庭や地域との連携、児童生徒同士のかかわりの中で、個人の価値を尊重しながら自他の向上を目指すことを大切にしてきました。

しかし、全国的に日常生活の延長線上でいじめが発生し、児童生徒の心身の健全な発達に著しい影響を与える深刻な問題も起きています。本町においても、一人一人の児童生徒の様子をしっかりと把握しながら、学期に1回のいじめアンケートを実施するなどいじめの早期発見・早期対応に努め、各学校におけるいじめ問題解消のための取組に力をいれてきました。

このような状況の中で、いじめ根絶に向けた取組の一層の充実を目指し、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び国の基本方針、県の基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、串本町いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定します。

串本町教育委員会
教育長 潮崎 伸彦

串本町いじめ防止基本方針 目次

はじめに

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめの理解	2
(3)	いじめの未然防止等に関する基本的な考え方	2
2	串本町が実施するいじめの防止等に関する施策	
(1)	串本町いじめ防止基本方針の策定	4
(2)	いじめの未然防止	4
(3)	いじめの早期発見・早期対応のための方策	6
(4)	いじめへの対処のための方策	7
3	学校が実施するいじめの防止等に関する施策	
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	9
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
4	重大事態への対処	
(1)	重大事態の意味とは	11
(2)	重大事態の報告	11
(3)	調査主体及び調査の組織について	11
(4)	調査の実施	12
(5)	調査結果の提供及び報告	12
(6)	再調査	13
5	その他	13

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1)いじめの定義

法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめられた児童等の立場に立って判断することが基本である。表面的・形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子、言動をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ②「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾、スポーツクラブ等当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ③「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなどで、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ④インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。
- ⑤いじめの中には、「犯罪行為」として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談する必要があるものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を与えるものが含まれる。こういったケースについては、教育的配慮、被害者の意向を吟味した上で、早期に警察に通報・相談し、警察と連携した対応を取る必要がある。

【具体的ないじめの態様】

〈暴力を伴うもの〉

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

〈暴力を供わないもの〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、ゲーム機、音楽プレイヤー等のインターネット接続機能のついている機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2)いじめの理解

学校教育関係者はすべて、いじめの未然防止に向けて「いじめは卑怯な行為である」「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」ことを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めなければならない。また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」こと、「いじめは人間の命にかかわる問題であること」という認識を持つことが大切である。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

また、SNS等の急速な普及により、インターネットを介したやりとりにより、深刻な事案にありうるケースが増加し、とりわけ特定の登録者のみが閲覧できるサービスでは、発覚が遅れ、重大な事案に発展する可能性がある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、子ども一人一人がお互いを大切にしようように指導しながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。

(3)いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの未然防止

いじめ問題の根本的な解決のためには、あらゆる子ども、学校でも起こりうることを踏まえ、すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、「いじめは許さない」「いじめを生まない」土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体、とりわけ道徳教育・心の教育を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、適切に指導することが必要である。また、友達の願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実勢的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力も培う必要がある。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も重要であるため、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じることでできる教育活動を展開しなければならない。

イ いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒理解を深め、いじめの早期発見に努めることが大切である。いじめは教職員や保護者の目につきにくい時間や場所で行われたり、一見遊びやふざけ合いのように見える行動の中で行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。また、SNS等の閉じたコミュニティの中で行われることも増加している。

したがって、児童生徒の表情や言動の変化や出欠状況の変化等、どんな小さな変化にもアンテナを高くし、児童生徒が発するサインを決して見落とさないよう心がけるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する体制を整えなければならない。

また、いじめの早期発見のため、学期に1回程度の定期的なアンケート及び聞き取り調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えとともに、家庭・地域と連携して見守っていかなければならない。

ウ いじめへの対処

教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが大切である。学校教育活動の中でいじめが疑われるような行為や雰囲気をつかんだ場合は、すぐに声をかけたり、止めさせたりするなど、教職員の初期の気づきと対応が重要なポイントとなる。また、いじめの問題を一人で抱え込むことがないよう学校全体で組織的に対応するような体制を整える必要がある。また、町内の学校同士で情報交換を行ったり、町外の学校の取組事例を学んだりするなどして、串本町の学校全体の取組が高まるように努力することも重要である。

いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認した上で、迅速に適切な指導を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては関係機関との連携も必要になってくる。

なお、問題が解決した後も継続的にいじめへの対処を行い、再発防止に努めることが重要である。

エ 家庭や地域との連携

いじめは学校での指導だけでは解決できない社会問題である。学校の取組をより効果的なものにするためには、学校が家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に地域ぐるみの対策で向かう必要がある。

PTA等の保護者組織との連絡・協議の場をしっかりと確保し、積極的に連携を図るとともにいじめ問題への対応の方針等についても十分協議する。

さらに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、学校と地域の連携により、学校内外を問わず児童生徒が地域の大人と接する機会を増やすことで、児童生徒が地域の様々な大人に見守られていることに気づかせていくことが大切である。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げるのが困難な場合もある。その際には、関係機関（警察、青少年センター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築しておく必要がある。

また、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても子どもへ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 串本町が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 串本町いじめ防止基本方針の策定

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

いじめ対策連絡協議会の設置

串本町では、いじめ防止等に関係する機関との連携を図るため、「串本町いじめ防止等対策委員会」を設置する。学識経験者、串本警察署、串本町青少年センター、児童相談所、学校、家庭、教育委員会、その他の関係者により構成し、専門的見地及び町民の立場で本町のいじめ防止対策等について協議する。

(2) いじめの未然防止

ア 道徳教育の充実

いじめの防止等には、児童生徒にいじめを生まないように豊かな心や人間関係づくりの能力を育成する必要がある。このため、町教育委員会は、教育活動全般を通じて児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うため、すべての小・中学校に配布した道徳読み物資料集の組織的な活用を促すとともに、効果的な取組の普及や教職員の指導力の向上を図る。

イ 人権教育の充実

いじめは、人権を侵害する、絶対許されない行為であることへの理解を促し、自分の大切さとともに他者への大切さを認めることができる人権感覚を育むことが重要である。学校は、児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境づくりに努めるとともに、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教育活動全体を通じて計画的に指導する必要がある。そのため、町教育委員会は、教職員研修の実施や指導方法等に関する調査研究、指導資料の作成、普及等を行い、各学校における人権教育の推進・充実を図る。

ウ 体験活動の充実

児童生徒が自然や人、社会等ともつことができる体験活動は、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな人間性を育み、コミュニケーション能力を育成する上で、大きな役割を果たしている。

町教育委員会は、ボランティア活動や自然体験活動等が各学校で積極的に取り組まれるよう、社会教育と連携した支援に努める。

エ 児童生徒の自主的な活動の推進

児童会・生徒会活動をはじめ、集団生活や他者と深くかかわる体験を重ねることで、児童生徒の自己有用感やよりより人間関係が生まれる。

町教育委員会では、児童会・生徒会等によるいじめ防止に向けた主体的な取組を促進するため、児童生徒を取り巻く様々な課題を解決する能力を向上させるための活動等を支援する。

オ 情報モラル教育の充実

学校や保護者は、インターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを児童生徒に認識させなければならない。家庭においては、スマートフォン等の利用に関する危険性について話し合い、使用する上でのルール作りを行うことが重要である。

町教育委員会は、様々な機会を通じて、児童生徒や保護者、教職員に対して理解を求めるような方策を検討するとともに、講師派遣等を積極的に行い、時代の

流れに即した情報モラルや、情報活用能力の育成に努める。

カ 教員の資質向上

『いじめ問題対応マニュアル』『いじめ問題対応ハンドブック』等、いじめ問題に関する資料を活用した校内研修を促す。また、和歌山県教育委員会、紀南教育事務所等と連携しながら、いじめ問題対応、ネット上のいじめ問題、教育相談等についての研修の機会を深める。

キ 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度や救済制度等について、広報その他啓発活動を行う。

ク 家庭への支援

保護者が、法に規定された保護者の責務（「いじめ防止対策推進法第9条」）等を踏まえながら児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動を行うなど、家庭を支援する。

(3)いじめの早期発見・早期対応のための方策

ア 実態把握及び教育相談体制の整備

- ・学期に1回のいじめアンケート調査や学級満足度尺度調査（Q-Uテスト）により、子どもの客観的な声を把握し、積極的にいじめを認知する。
- ・子どもが抱えている様々な悩みや不安を的確に把握するため、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を行う。
- ・スクールソーシャルワーカー等により、家庭の状況や児童生徒の環境把握に努め、課題について対応する。
- ・県教育相談主事との連携による相談事業の積極的な活用。

イ 家庭や地域と連携した取組

- ・家庭訪問等により、子どもを中心に据え、保護者との信頼関係を構築する。
- ・いじめ問題に悩む子どもや保護者等が相談できるよう、窓口を周知する。
- ・保護者や地域住民が、いじめではないかと疑われるような場面を見たり、聞いたときには、学校や教育委員会に情報提供を求める。

〈串本町の相談窓口〉

- ・串本町教育委員会教育課
- ・串本町子育て包括支援センター
- ・串本町青少年センター

(4)いじめへの対処のための方策

ア 指導体制の強化を図る取組

- ・校長会・教頭会等において情報交換を行うとともに、各校における実践交流や、いじめの問題等の課題別研修を通じて、社会や子どもたちの変化に対応した指導体制の強化を図る。
- ・いじめについての校内研修会に指導主事を派遣したりすることにより、教職員の指導力向上を図る。
- ・いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していないケースもある。その場合でも、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を適切に行えるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- ・いじめの実態把握の取組状況等、各学校におけるいじめ問題に係る取組状況を点検するとともに、チェックリストの配布などを通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

イ、いじめの加害児童生徒への対応

- ・自らの言動や行動が相手を傷ついていることに気づかせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の子どもに徹底し、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様であることを理解させる。

ウ いじめの被害児童生徒への対応

- ・学級担任や養護教諭等が、スクールカウンセラー等と協力し、いじめにあった子どもの心のケアを図る。
- ・いじめ等深刻な課題を複雑に抱えている子どもや、支援を必要とする家庭への対応について、スクールソーシャルワーカーや専門的見識の深い学識経験者等から指導助言を受け、適切な対応を図る。

エ 関係機関との連携

- ・いじめ問題の解決のためには、迅速かつ的確な初期対応が重要である。学校だけでは解決が困難な事案に対しては、警察、弁護士、医師等の協力を得ながら解決に当たれるよう、学校を支援する体制の充実を図る。
- ・県教育委員会が行うネットパトロールにより、不適切な書き込みが発見された場合は、町教育委員会及び学校、保護者が連携して、その状況の記録・保

存と削除依頼を行うとともに、学校はその状況に応じた教育・指導を子どもに対して行う。

オ 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別な支援を必要とする児童生徒がいじめを受けることなく、安心して学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、以下のような取組を進める。

- ・一人一人の児童生徒のニーズに応じた一貫した教育的支援を進められるよう、「個別の指導計画」「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援が行えるよう指導する。
- ・各学校に配置及び設置されている特別支援教育コーディネーターの育成や特別支援教育校内委員会の活性を図ることにより、特別な支援を必要とする児童生徒の見守り体制の強化・充実を図る。
- ・特別支援教育に係る学校支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実に努める。
- ・特別支援教育に係る研修会を行い、教職員の資質向上を図る。
- ・串本町子育て包括支援センターや通級指導教室、紀南教育事務所教育相談主事、みくまの支援学校等による教育相談体制の充実による、児童生徒、保護者、学校に対する支援を推進する。

カ その他の措置

串本町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合も含む。）及び、串本町立小中学校管理規則第7条の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や県の基本方針及び本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの定義、基本理念、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述す

る。

学校基本方針を策定するにあたっては、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう努める。さらに、策定した学校基本方針については、教育計画に記載するとともに、学校だより等で周知し、適宜改訂を行うものとする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。この組織は当該学校の複数の教職員により構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有するものに参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行う。

主な役割としては、以下のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくること

が大切である。

インターネット上のいじめの防止については、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのモラルを向上し、情報教育を推進する。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。担任教師のみならず、子どもに関わる全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもと向き合うことにより、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、無記名にしたり、いじめの兆候をとらえやすいように工夫した項目を設定したりしたアンケート調査を定期的に行うことに加え、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握を組織的に取り組む。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、いじめを知らせてきた子どもや被害児童生徒を守り通す。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

インターネット上のいじめについては、書き込みを行った子どもが特定できる場合には、加害児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。また、書き込みを行った人物が特定できない場合には、被害児童生徒が、相手が分からないことにより大きな不安を抱えることになるため、書き込みの削除を依頼するとともに、被害児童生徒の心のケアを最優先した指導を行う。さらに、必要に応じて全体指導を行い、インターネットを使ったいじめは卑怯な行為であることをすべての子どもが理解できるように指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為（暴行、強要、脅迫、恐喝、名誉棄損等）として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続する可能性がある。そのため、その後の様子を継続的に見守るとともに、いじめの未然防止の方策をその都度検証し、改善を図ることにより再発防止に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味とは

法第 28 条

- | |
|--|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

- ・法第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ・法第 2 号の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席してるような場合には、その目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断するとともに、速やかに串本町長（以下「町長」という。）ならびに和歌山県教育委員会に報告する。

(3) 調査主体及び調査の組織について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同様の事態の発生防止に資するために行う。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのよう

な調査組織とするかについて、判断する。

教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。なお、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努める。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。

学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（校内いじめ問題対策委員会）」を調査を行うための組織の母体とする。なお、その際には、教育委員会が指導・助言を行う。

(4) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもとの人間関係にどのような問題であったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず。客観的な事実関係を速やかに調査する。

教育委員会又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

【留意事項】

- ・事案の重大性によっては、教育委員会において出席停止の措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な検討をする必要がある。
- ・学校や教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すことに努めるとともに、一貫した情報発信、個人へのプライバシーへの配慮に留意しなければならない。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会や学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供にあたって、教育委員会や学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果については町長に報告する。上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

調査の結果を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、町長部局が再調査を行う。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があることを認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等や調査結果を説明する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、町長は再調査の結果を町議会に報告する。

5 その他

町は、本町のいじめ防止等の取組状況や国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。